# 独立業務実施者の限定的保証報告書

2026 年 10 月 30 日

三井住友ファイナンス＆リース株式会社
取締役社長　今枝　哲郎　殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

東京事務所

業　務　責　任　者　岡田英樹

## 結論

当社は、三井住友ファイナンス＆リース株式会社（以下「会社」という。）のウェブサイトに含まれる2025年4月1日から2026年3月31日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下「主題情報」という。）が、ウェブサイトに記載されている会社が定めた主題情報の作成規準（以下「会社の定める規準」という。）に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。

実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規準に準拠して作成されていなかったと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が公表した国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が公表した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」に定められる独立性及びその他職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準（ISQM）第１号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用することを事務所に対して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報（以下「その他の記載内容」という。）は含まれない。当社はその他の記載内容を通読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

## 主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること

・主題情報の作成に適合する規準を選択又は策定し、使用した規準を適切に参照又は説明すること

・会社の定める規準に準拠して主題情報を作成すること

**主題情報の測定又は評価における固有の限界**

ウェブサイトの「注記・補足」に記載されているように、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

**業務実施者の責任**

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること

・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること

・経営者に対して結論を報告すること

当社は、業務の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。

・主題情報の作成に適用される規準の妥当性の評価

・会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問

・分析的手続（傾向分析を含む）の実施

・重要な虚偽表示リスクの識別・評価

・見積りのプロセス、及び利用されたデータ、見積りの方法及び仮定の評価

・リスク評価の結果に基づき選定した国内子会社１拠点における現地往査

・主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施

・抽出したサンプルに関する入手した証憑との突合

・主題情報が会社の定める規準に従って表示されているかどうかの評価

限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以　上

＜第三者保証＞

★を付したデータは、独立した第三者である KPMG あずさサステナビリティ株式会社による限定的保証を受けています。

＜連結 Scope 1, 2 排出量＞

| $t\text{-}CO_2$ | 2025 年度 |
|---|---|
| Scope 1 | 900 ★ |
| Scope 2（マーケット基準） | 2 ★ |

| | |
|---|---|
| 算定範囲 | 三井住友ファイナンス＆リース株式会社およびその連結子会社（国内・海外。ただし、REIT ブリッジ等の目的で保有している不動産の排出量は除く）。 |
| 算定期間 | ・ 3 月決算企業：各年度 4 月 1 日～3 月 31 日<br>・ 12 月決算企業：各年度 1 月 1 日～12 月 31 日<br>・ 1 月決算企業：各年度 2 月 1 日～1 月 31 日 |
| 対象活動 | GHG プロトコル（GHG Protocol）を参照とした直接排出（Scope 1）および間接排出（Scope 2） |
| 算定方法 | ・ 温室効果ガス排出量は、 GHG プロトコルを参照し、下記の排出係数を使用して算定している。<br>・ Scope 1 算定に関する排出係数<br>（ガス）環境省「ガス事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-R6 年度供給実績-」記載のガス事業者ごとの基礎排出係数を使用し、ガス事業者別排出係数が不明な場合は代替値（省令の排出係数）を使用。<br>（ガス以外）環境省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」記載の排出係数を使用。<br>・ Scope2 算定に関する排出係数<br>（国内）環境省「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-R6 年度実績-」記載の電気事業者ごとの基礎排出係数を使用。<br>（海外）原則として、IEA「Emissions Factors 2025」（2025 年）に記載の 2023 年の国別係数を使用。 |
| 注記・補足 | ・ 温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性にさらされている。 |

| | |
|---|---|
| | ・ 2024 年度まで Scope1 として計上していた、SMBC Aviation Capital におけるフェリーフライトに係る温室効果ガス排出量について、排出量の計上区分に関する考え方の見直しを実施した。それに伴い、2025 年度より Scope1 から Scope3 へ計上区分を変更している。 |